

業したため田原も一家と共に移転し、1952年1月19日78歳で逝去した。遺体は九大病理学教室で小野興作教授執刀で解剖され、死因は老衰であった。1月21日承天寺にて葬儀が営まれ、弔辞は留学の往復の船旅で一緒し、九州大学でも一緒に教鞭を執った元九大第1病理学教授の中山平次郎であった。墓所は中津市自性寺にある。自性寺には、田原家長女・村山貞の念願であった彫刻家・常木新二郎氏による記念碑が設置され、裏面には須磨幸蔵氏による業績顕彰文と田原の論文原書を象った焼き物が組み込まれている。台座には羊の顔がある。(1994年7月2日建立)

第七部 NPO 田原の会

この田原淳について、島田達夫を中心とした「NPO 田原の会」が設立され、2007年7月28、29日には中津市立小幡記念図書館で島田達夫大分大学教授を組織委員長として、第5回田原シンポジウム中津が開催された。当時、筆者は中津市医師会会長でシンポジウムの名誉会長として参加し、田原淳並びに義父・春塘の業績について発表する機会を得た事は感慨深いことである。この時にはドイツのHeart and Diabetes CenterのAnja Dorszewski 医師が心房細動治療の最前線の特別講演を行い、マールブル大学からも解剖学講座のJuergen Seitz 教授がマールブル大学における田原淳の業績について特別講演を行った。田原がドイツに於いても今なお高い評価を得ていること、その業績の歴史的背景と科学的インパクトについて詳細な報告が行われた。更に淳の孫にあたる村山暁

医師の「じいちゃんの思い出」など淳の人間味溢れる日常生活から解剖学史における位置づけなど発表演題は多岐にわたり聴衆を魅了したことが記憶に残っている。その後、中津市から提供されたバスで、各地から参加された研究者達を私が案内することとなり大江医家史料館、村上医家史料館、自性寺田原墓地、福澤記念館、中津城などを案内した。夜は松永光史松永循環器病院理事長の英語の司会のもとに、清水正嗣大分大学名誉教授・川島整形外科病院名誉院長がドイツ語で乾杯の歌を唄いドイツ語で挨拶がはじまり、和やかな懇親の座が広がった事を記憶している。翌29日には中津市役所ロビーに「田原淳ブロンズ像」が多くのシンポジウム関係者の善意により贈られ除幕式が行われた。

さて、この3冊の田原淳の書が出版されるという事は、同郷の筆者としても誇り高い思いで一杯である。研究者はもとより青少年を含む多くの人に読んで貰いたいと思っている。

参考文献

- 『田原 淳』須磨幸蔵 監修・著 島田達夫 著 大分県教育委員会 2020年
 『田原 淳【普及版】』島田達夫 文 佐藤寛子 絵 大分県教育委員会 2022年
 『マンガ ベースメーカーの父・田原 淳』原作・須磨幸蔵 マンガ・木村壺成 田村明美 2007年
 (川島 真人)

[大分県立先哲資料館、〒870-0008 大分県大分市王子西町14番1号、TEL. 097(546)9380、2021年5月]

岡田靖雄 著

『相馬事件——明治の世をゆるがした精神病問題 その実相と影響——』

本書は岡田氏の「足掛け六〇年の勉強のまとめ」である。氏が「精神科医の立ち場から相馬事件を正確にまとめた最初のもの」として、1964年に発表した論文「相馬事件」(精神医療史研究会編『精神衛生法をめぐる諸問題』所収)を読み返すと、事件の基本的な要素はすでに押さえられてい

る。つまり、本書の骨格は60年ほどまえには用意されており、そこに肉付けする作業が営々と続けられてきたのである。

相馬事件とは何か、精神病問題に与えた影響は何か、というのが本書の問いである。ただし、本書の構成は、「事件の一方の主人公錦織剛清の言

い分」に沿って記述された「第二章 主君毒殺・財産横領の大陰謀」と、逆に錦織の言い分を批判的にとらえた「第三章 相馬誠胤の病いと時代」という、「二幕」になっている。ここから事件の全貌をすんなりと頭に入れるのは難しい。そこで、本書の内容を時系列的に再構成して事件の概要を述べたい。それが本書を紹介することでもある。

相馬事件の主人公である相馬誠胤^{とまたね}は、旧中村藩（相馬藩）相馬氏の第13代領主にあたる。相馬の「最初の祖先」は平将門とされることもあるが、「相馬氏系図は学問上問題がきわめておおいもの一つ」だという。1612年に中村城に移った相馬利胤が中村藩初代藩主だったことは確からしい。

相馬誠胤は、1852年に中村城で出生。1871年、廃藩置県にともない東京へ移り住む。1876年ころから精神病を患い、1879年から自宅に鎖錠された。その後、1884年に加藤瘋癲病院へ、さらに東京府癲狂院（現在の東京都立松沢病院）へ入院。1887年には医科大学第一医院（現在の東京大学医学部付属病院）に入院し、「時発性躁暴狂」と診断された。同年退院後は自宅静養をしていたが、1892年に「時発性躁狂兼尿崩及糖尿病」で死亡した。

ところが、誠胤の闘病過程で、「相馬誠胤公癲狂の気味ありときき、華族相手の芝居で一儲けしようと相馬家に目を注いでいた」錦織剛清が登場する。岡田氏の別の著書で「山師的生活をおくっていた人で、かれの生涯を通覧すると過信性・高揚性・自己顕示性が目立ち、錦織なしでは相馬事件はおきなかったろう」（『日本精神科医療史』、2002年）と書かれている人物である。錦織は家令扶へ不平を抱く旧藩士らも巧みに利用して相馬家に接近し、誠胤は精神病ではないのに家令らの関与によって不当に監禁されているのだと主張して訴訟を起こす。錦織は自宅鎖錠中の誠胤に会うべく相馬家に乱入したり、1887年1月末には東京府癲狂院に侵入して入院中の誠胤を病院から連れ出したりと、派手なパフォーマンスを繰り返すとともに、「子爵（誠胤）のために数年間力をつくしてきた事柄を細大もらさず」記した「相馬家紛擾之顛末」を東京毎日新聞に掲載し、「天下有志士の注目

するところとなった」という。

1892年2月に誠胤が死亡する前年から錦織の相馬家に対する攻勢は激化し、両者のあいだで訴訟合戦が繰り広げられる。誠胤死亡に際して、毒殺疑惑を主張する錦織から誠胤の公葬儀中止の急訴が出され、却下されると、翌1893年7月には家令や医師の8人を被告とする謀殺告発状が裁判所に提出された。

この「錦織を正義の士として相馬家を追及する」側へと世論を煽ったのが、1892年10月に出版された錦織自身の著書『神も仏もなき闇の世の中』であり、同年11月に黒岩涙香が創刊し、錦織側にたった記事を連発して部数を増やしたのが日刊『万朝報』であった。だが、1893年9月に墓地から誠胤の遺体を発掘・解剖したものの毒殺の証拠は見つからず、1894年5月に錦織には誣告罪の判決が下る。錦織を支援してきた後藤新平は誣告幫助が問われたが証拠不十分で無罪となった。錦織は上告したが、翌1895年3月に大審院で有罪が確定した。

以上が相馬事件の概要である。論点は多かろうが、日本の近代精神病法制の嚆矢である1900年の精神病者監護法制定の「きっかけ」とされてきた点に着目したい。慶應義塾の学生であった誠胤から事情を聞かされて、事件に関心をもった福沢諭吉は「癲狂者の取扱法上に尚一層の改正」（「相馬家事件に就ての所感」、1887年）に言及し、早くから精神病者の不法監禁を懸念していた。後年の精神病者監護法案の審議過程でも「精神病デナイモノヲ精神病者デアルト悪名ヲ付ケテ、サウシテ監禁スル」との花井卓蔵の発言などもあったが、確たる不法監禁のエビデンスが示されたわけではない。不法監禁を疑う根底には（1884年の岩佐純による誠胤の診断書はインチキだと主張した錦織によって根づいた）「岩佐純による無診断書説」が尾を引いており、そもそも「相馬事件が帝国議会で正面から議論されることはなかった」と岡田氏は結論づけている。となると、これまで私が理解してきた「相馬事件→不法監禁防止→精神病者監護法」という図式は想像の産物だったのか。

いずれにしても、精神医療史から相馬事件を眺

めるだけでは視野が狭くなる。むしろ幕藩体制から明治へという激動の時代のなかに相馬事件があり、それに精神医療史も絡んでくるという重層的な見方が深い理解につながる。本書は、副題の「精神病問題」にのみ帰着させず、社会と歴史の総合的な視点からこの事件を記述することに力を注いでいると読める。

最後に蛇足だが、「第四章 相馬事件の影響」で

は岡田氏が収集した多数の関連文献が紹介されており、それぞれの寸評やエピソードが面白い。氏の本領は意外とここに発揮されているのかもしれない。

(橋本 明)

[六花出版, 〒101-0051 東京都千代田区神田神保町1-28 近藤ビル3F, TEL. 03(3293)8787, 2022年7月, A5判, 368頁, 4,500円+税]

月澤美代子 著

『ツベルクリン騒動』

月澤氏の『ツベルクリン騒動』には「明治日本の医と情報」の副題がついている。近代医学導入期の日本の医療を、「情報」の伝達・普及・切り分けに視点を据え、「ツベルクリン」というひとつの医薬品の導入史を分析してゆくことを目的とした論文である。医学史の論文を超えて、歴史学の難しさと困難さを読者に伝えてくれる出版となっている。多数の資料を蓄積、解読してきた著者が、執筆の時間を得て書き上げた本書を読み感想を交えて書評としたい。

本書の書名となっている『ツベルクリン騒動』を本書から要約して示す。1890(明治23)年8月のロベルト・コッホによるベルリン万国医学会における第1報告での結核治療薬の開発報告、1890年11月『ドイツ医事週報』に発表された第2報告論文、1891(明治24)年1月に『ドイツ医事週報』に報告された第3報告で明らかとなったコッホ氏薬液は結核菌培養物からグリセリンにて抽出されたもので「ツベルクリン」と呼ばれる。欧州各国で、その効力の確認のため研究、実験がされて、その効能に否定的な研究結果も報告され、また毒性を指摘する論文もある中で、治療法のない結核に対する治療を求めて、医師そして患者がベルリンに集まった状況をスキャンダラスに後日に騒動と呼んでいるものである。本書は極東の日本が、ドイツ医学を範とした医学の近代化に急ぐ中で、国家的宿痾となりつつあった結核に対する積極的な取り組みとして、コッホ氏薬液を内務省が取り

寄せ1891年3月に内務省東京衛生試験所での動物実験と、帝国大学医科大学での臨床評価実験が開始された。1891年5月に「ツベルクリン特例法」が公布され、官公府県立病院に限る使用と、地方長官を経由して内務大臣の認可を受けた医師による使用、その治療を受けた患者治療表を内務大臣に提出することをもとめていた。違背者には罰金刑を科すこととなっていた。この「特例法」は1894(明治27)年、1897(明治30)年の2回、廃止の建議がなされ1897年10月ようやく廃止され、コッホ氏結核治療薬(ツベルクリン)は劇薬の中に組み入れられることになり、特例薬ではなくなった。この過程についての研究が本書の中心になると考える。

当時の衛生行政は内務省衛生局が主管し、長与専斎衛生局長の主導下にあった。本書において著者はドイツから発せられる最新の医学情報へのアクセスを、実際に日本に送られてきたであろう医学雑誌や留学生経由の情報、アメリカ経由の情報、そして電信による速報などの可能性も含めて検討している。内務省の持ったと考えられる情報と、日本の内務行政とは別の医療界や一般社会の状況も詳細に目を追って検討している。ドイツにおける医学界の情報を、余り遅れることなく日本に日本語として提供するのに多くあざかったのは、ドイツ留学中、帰朝後を含む医学士すなわち帝国大学医科大学の卒業生がおおかった。その情報を提供がされた学会そしてその会誌として東京